

第五次佐久市部落差別撤廃と
人権擁護に関する総合計画
骨子（案）

佐久市

計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

佐久市では、平成17年度に部落差別をはじめ、あらゆる差別のない明るいまちづくりを目指し「佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例」（以下、「条例」という。）を制定するとともに、全ての市民の人権が保障され、たくましく心豊かで人間性ある佐久市を築くため「部落解放都市宣言」を行いました。

そして、平成19年度に「佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」を策定以降、「第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」まで、人権尊重社会の実現に向け、継続して各種事業に取り組んできました。

この間、国においては、現在もなお部落差別が存在していることを踏まえて、平成28年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、部落差別の解消に向けた国や地方公共団体の責務が示されました。

佐久市では令和7年度に「佐久市人権問題に関する市民意識調査」（以下、「市民意識調査」という。）と「同和地区生活実態調査」（以下、「生活実態調査」という。）を実施しました。その結果から、市民の間で人権尊重の意識の高まりが見られるとともに、こどもの結婚において「家族や親戚の意向」から「こどもの自己決定権」の尊重へと意識の変容が見られます。同和地区出身者との結婚に関する忌避意識は前回調査に比べ減少傾向にあり、意識の改善が見られる一方で、身近な問題となるほど根強い不安や差別意識が残されている現状や、同和地区の高齢化・経済格差に伴う厳しい生活実態が明らかとなりました。

また、男女間など属性による人権認識の差の顕在化や、インターネットを悪用した誹謗中傷の深刻化に加え、市民意識調査において若年層の高い人権意識が確認される一方で、回答率の低さから伺える人権問題への関心の低下など、人権課題も複雑化・多様化しています。

こうした社会環境の変化や、「第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」まで推進してきた取組及び令和7年度に実施した各調査から見えてきた課題を踏まえ、市民一人ひとりの人権に対する正しい認識とさらなる理解の定着を図り、あらゆる差別のない、尊重され支えあう社会の形成を目指して「第五次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」を策定します。

2 計画の位置付け

- (1) 本計画は、「日本国憲法」、「世界人権宣言」及び平成 28 年に施行された人権三法（※1）をはじめとする差別の解消を目的とした法令の基本理念にのっとり、条例第 4 条に基づいて、あらゆる差別の撤廃と人権擁護などの施策推進に関する基本的な施策を定めるものです。
- (2) 本計画は、条例の趣旨にのっとり、全ての市民が相互に基本的人権を尊重し合い、あらゆる差別をなくすための施策に協力して取り組むとともに、市及び教育機関、企業、団体、地域など、社会全体で取り組んでいくための計画です。
- (3) 本計画は、「第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」に基づき推進してきた取組と、社会環境の変化や新たな課題を踏まえて定めるものです。
- (4) 本計画は、本市の最上位計画である「第三次佐久市総合計画」と趣旨を同じくし、同計画に掲げられた人権尊重社会の実現に向け、施策を推進するための計画です。
- (5) 本計画の一部は、「犯罪被害者等基本法」の理念を踏まえ、「佐久市犯罪被害者条例」第 7 条に基づく本市の基本計画です。

（※1）平成 28 年に施行された、差別を解消することを目的とする 3 つの法律「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」の総称。

3 計画の基本目標・主要施策

基本目標	主要施策
部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、人権が尊重される社会の実現	部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進 人権同和教育・啓発の推進 相談体制の充実と人権擁護の確立

4 計画の期間

本計画の期間は、令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 年間とします。

なお、社会情勢や地域社会の変化などを踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行います。

5 SDG s の観点を意識した取組の推進

SDG s（持続可能な開発目標）は国際社会全体が経済、社会、環境の諸問題解決に向けて取り組む目標です。「誰一人取り残さない社会」の実現や「全ての人々の人権を実現する」ことを目指しており、全体を通じて人権尊重の重要性が強調されています。

本計画においても、各種施策においてSDGsの観点を意識した取組を推進することで、持続可能なまちづくりと、人権尊重社会の実現を図ります。

佐久市の分野別人権問題における現状と課題

1 同和問題（部落差別）に関すること

同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態におかれることを強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の重大な人権問題です。

市民意識調査の「関心がある人権問題」の質問に対し、27.0%の方が「同和問題（部落差別）」を挙げています。こどもが同和地区出身者と結婚すると仮定した設問については94.3%の方に容認する姿勢が見られる一方で、自身が同和地区出身者と結婚すると仮定した設問では「わからない」と回答した方が45.1%を占めており、身近な問題となるほど根強い不安や葛藤が生じる傾向が伺えます。また、明確に結婚を拒否する層の割合も一定数残り続けており、依然として差別意識は根強い状況です。

さらに、生活実態調査の結果からは、高齢化や経済格差に伴い、生活環境や経済面で同和地区住民が厳しい状況に置かれている実態が伺えます。また、近年では、インターネット上への差別的な書き込みなど、情報化の進展に伴う新たな課題も発生しています。

特に、第三次計画期間中には、市内の特定の地域がインターネット上に同和地区であるとして不当に公開される事案が発生しました。これに対し、本市では隣接市と連携し、法務局へ不当な掲載の削除要請の申し入れを行い、毅然とした対応をとってきましたが、依然としてデジタル空間における差別情報の拡散が大きな課題となっています。

一方で、今回の調査のクロス集計からは、「部落差別の解消の推進に関する法律」や市の条例を知っている市民ほど、問題を自らの課題として捉える当事者意識や、結婚などの選択における自己決定権を尊重する意識が高く育まれていることが明らかになりました。

平成28年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」において、地方公共団体の責務として規定されているとおり、相談体制の充実や法・条例の周知を図る必要があります。さらに、差別の現実を正しく理解し、不当な差別に立ち向かえる力を育むとともに、差別を固定化している社会の仕組みや観念といった社会的障壁を取り除くための教育・啓発の推進が必要です。

（別冊「市民意識調査」7, 30~34, 55~65, 98~104 頁、「生活実態調査」参照）

2 こどもの人権に関すること

国際条約や国内法令において、こどもにも大人と同様の権利が認められるとともに、成長過程に応じた必要な配慮など、こどもならではの権利も定められています。本市においても、国際条約や国内法令の精神にのっとり、こどもが安心して学び、育つことができるまちの実現に寄与することを目的とした「佐久市こどもの権利条例」を令和5年3月に制定しました。しかし、児童虐待やいじめ、体罰など、家庭や学校において様々な人権問題が発生しています。

市民意識調査の「関心がある人権問題」の質問に対し、56.1%の方が「こどもの人権」を挙げています。また、「こどもに関することがらで、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」の質問に対しては、「保護者によるこどもへの暴力や育児の放棄などの虐待(68.7%)」や「こどもによる暴力、いじめ、無視などの仲間はずし(60.4%)」が上位を占めました。

特に、「インターネットを使ってのいじめ(59.0%)」が、前回調査に引き続き高い割合を示しており、情報化の進展が、こどもたちを取り巻く環境に影響を与え続けていることが分かります。

今後は、「佐久市こどもの権利条例」の理念に基づき、こどもを権利の主体として尊重するとともに、社会全体でその成長を支えていくことが重要です。この理念のもと、家庭、学校、地域が丸となって、こどもの人権尊重と相互尊重の意識を育むとともに、関係機関が連携してこどもを見守り支え合うネットワーク構築が必要です。

(別冊「市民意識調査」 7, 15~19 頁参照)

3 障がい者の人権に関すること

障がい者が地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていくためには、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに尊重し、その権利が守られなければなりません。しかし、障がいを理由とした不当な差別や、様々な社会的障壁によって、障がい者の自立と社会参加が阻まれています。

市民意識調査の「関心がある人権問題」の質問に対し、56.5%の方が「障がいのある人の人権」を挙げており、高い関心を集めています。また、「障がいのある人に関することがらで、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」の質問に対しては、「収入が少なく、経済的に自立出来ないこと(55.4%)」や「就職や仕事の内容、待遇で不利な取扱いをすること(49.1%)」が上位に挙げられました。

過去の調査から同様の傾向が続いており、障がいのある人の経済状況や雇用に関して課題があると広く認識されている一方で、改善に結びついていかない厳しい現状が伺えます。

令和6年4月に改正された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」により、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。今後は、市民一人ひとりが、障がいの特性に応じた適切な配慮への理解をさらに深めることが重要です。

また、多様な働き方を支える就労支援を充実させるとともに、行政、事業者、地域が一体となって、障がい者を取り巻く様々な社会的障壁を取り除き、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けた取組が必要です。

(別冊「市民意識調査」 7, 25~29 頁参照)

4 女性の人権に関すること

男女平等の理念は、日本国憲法にも明記されており、男女はその性別に関わらず、互いに平等で尊重されるべきものです。しかし、今なお男女の役割を固定的に捉える意識が根強く残っており、家事・育児などの負担を強いることや、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどの性別に関わる人権侵害によって、社会のあらゆる分野において女性が参画する機会が阻まれています。

市民意識調査の「関心がある人権問題」の質問に対し、59.5%の方が「女性の人権」を挙げています。一方で、「女性の人権が尊重されている社会だと思いますか」の質問について、肯定的な回答をする男性が54.9%に上るのに対し、女性は28.2%にとどまり、反対に、否定的な回答をする男性は16.9%、女性は35.1%となり、男女間での認識の差が生じています。この背景には、「男性は仕事、女性は家庭」といった社会に根強く残る偏見や、日常生活の中で本人も気づかないうちに培われたアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が影響していると考えられます。

「女性に関することがらで、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」の質問に対しては、「結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境(56.5%)」や「職場における差別待遇(50.2%)」が上位に挙がり、過去の調査と比較して減少傾向にはあるものの、社会の仕組みに関わる課題が、今なお残っている現状が伺えます。

また、「セクシュアル・ハラスメント(48.2%)」や「固定的な役割分担意識(47.1%)」も依然として高い割合を示しています。誰もが暮らしやすい社会の実現には、男女共同参画の視点が不可欠です。社会のあらゆる場において、固定的な役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向けた取組を推進するとともに、女性に対する差別的言動や暴力の根絶に向けた取組と、相談体制の充実が必要です。

(別冊「市民意識調査」 7, 10~14 頁参照)

5 高齢者の人権に関すること

人権は生涯にわたり保障されるものであり、年齢による身体的・精神的機能の低下など的高齢者の特性によって差別されることがあってはなりません。しかし、それらの特性に対する偏見によって社会的に排除・疎外することや、家族や介護者からの虐待、悪質商法・特殊詐欺などの被害によって財産権が侵害されることなどの人権問題が、高齢者に多く発生しています。

市民意識調査の「関心がある人権問題」の質問に対し、43.7%の方が「高齢者の人権」を挙げています。また、「高齢者に関することがらで、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」の質問に対しては、「詐欺や悪徳商法の被害が多いこと（63.3%）」が最も高く、「収入が少なく、経済的に自立できないこと（48.7%）」、「家族や介護者から身体的、心理的虐待があること（29.9%）」が続いています。

過去の調査と比較すると、「詐欺・悪徳商法」や「家族からの虐待」についての割合は減少傾向にあるものの、依然として深刻な課題として認識されています。この背景には、少子高齢化や核家族化の進展によって、高齢者のみで生活する世帯、とりわけ単身世帯が増加しており、それに伴う家族の介護力や地域の見守り機能の変化が影響していると考えられます。高齢者の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域社会の実現のため、地域全体で支えあい、年齢に関わらず一人ひとりが尊重される社会づくりが必要です。

（別冊「市民意識調査」 7, 20~24 頁参照）

6 外国人の人権に関すること

日本に在住する外国人の増加に伴い、外国人と日本人とがともに地域に暮らす住民として、互いの文化や生活習慣を認め、尊重しあう社会づくりが求められています。しかし、言語や文化・生活習慣の違いからなる誤解や偏見から、外国人を排斥しようとする差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが社会問題となっています。

市民意識調査の「関心がある人権問題」の質問に対し、20.9%の方が「外国人の人権」を挙げています。また、「外国人に関することがらで、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」の質問に対しては、「地域社会での受け入れが十分でないこと（32.6%）」が最も多く、次いで「就職や仕事の内容、待遇で不利な取扱いをすること（29.1%）」、「保健、医療、防災、教育などの生活に必要な情報が十分手に入らないこと（27.3%）」の順となりました。

この結果から、増加する外国人住民に対し、地域社会の受け入れ体制や市民の多文化共生意識が追いついていない現状とともに、生活インフラへの情報アクセスや労働環境の面においても、外国人が厳しい状況に置かれている実態が伺えます。

平成28年に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、市民一人ひとりが多様な価値観や文化を尊重し、同じ地域社会を構成する外国人住民自身への理解を深めるとともに、外国人住民への適切な情報提供や、地域社会における交流の推進が必要です。

(別冊「市民意識調査」 7, 35~39 頁参照)

7 インターネットによる人権侵害に関すること

インターネットの普及により、私たちの生活は飛躍的に便利になる一方で、SNS などでの特定の個人を対象とした誹謗中傷や、同和問題、障がい者、外国人などに関する差別的な表現の書き込みなど、匿名性や情報拡散の容易さを悪用したインターネットによる人権侵害が大きな問題となっています。

市民意識調査の「関心がある人権問題」の質問に対し、51.1%の方が「インターネットによる人権侵害」を挙げています。また、「インターネットを悪用した人権侵害事例を見聞きしたことがあるか」の質問に対し、「見たことがない」と答えた方は12.8%と前回調査の23.1%からほぼ半減し、市民が日常的に侵害行為を目撃している実態が伺えます。

実際に見聞きした事例としては、「著名人に対するもの(41.7%)」や「事件・事故の関係者に対するもの(32.7%)」が上位を占めました。匿名であることや画面越しであることから罪悪感が薄れ、注目を集めた個人に対して不特定多数が一斉に非難を浴びせるといった、インターネット特有の危険性が、社会問題として認識されています。

さらに、第四次計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、未知の病への不安や恐怖、社会的ストレスが引き金となり、インターネット上で感染者や医療従事者等に対する誹謗中傷や個人情報の拡散といった顔の見えない人権侵害が発生したことも、深刻な現状として挙げられます。また、女性や性的マイノリティ、外国人などに対する誹謗中傷や、こどもにおけるインターネットでのいじめも広く認識されており、あらゆる世代と属性に共通する課題となっています。

当市においても、インターネット上で特定の地域を同和地区であるとして公開する事案が発生しています。

こうした事態に対し、国では「プロバイダ責任制限法」が「情報流通プラットフォーム対処法」へと改正され、大規模SNS事業者などに対する削除対応の迅速化が義務付けられるなど、被害者救済に向けた環境整備が図られつつあります。

インターネットを利用する際にも直接人と接するときと同様のモラルを持ち、誰もが加害者にも被害者にもならないための人権教育・啓発が必要です。

(別冊「市民意識調査」 7, 79~81 頁参照)

8 犯罪被害者等の人権に関すること

犯罪は、ある日突然、個人の平穏な生活を奪う重大な人権侵害であり、その被害の回復と平穏な生活の再建が図られなければなりません。しかし、犯罪被害者やその家族・遺族は、直接的な被害に加え、周囲の無理解や配慮に欠けた言動、医療費・裁判費用等の負担による経済的な困窮、加害者からの再被害の恐怖など、様々な二次的被害に直面し、社会から孤立してしまう現状があります。

市民意識調査の「関心がある人権問題」の質問に対し、27.3%の方が「インターネットによる人権侵害」を挙げています。また、「犯罪被害者等に関することがらで、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」の質問に対しては、「インターネット上での誹謗中傷、個人情報を書き込みなど」を課題とする人が過半数(54.5%)を占め、デジタル空間での二次被害が深刻な課題として認識されています。

本市では、犯罪被害者ご遺族からの要望を契機として、令和5年3月に「佐久市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。今後は本条例に基づき、被害の早期回復と二次被害の防止に向けて、行政、関係機関、市民、事業者が連携し、社会全体で被害者に寄り添い支え合う、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現が必要です。

9 様々な人権問題に関すること

様々なことがらにおいて、誤った知識や理解の不足、偏見による差別など様々な人権問題が発生しています。社会全体で問題意識を共有し、一体となって解消に向けた取組を推進する必要があります。

- 性的マイノリティの人々に対する理解不足や偏見により、社会の様々な場面で問題が発生しています。当事者が周囲に見えにくいため、無意識の偏見による差別的な言動が起きやすく、正しい知識の普及と理解促進が求められています。国における「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の施行や「長野県パートナーシップ届出制度」の導入など、社会的な理解を促進する動きが進んでおり、多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きられる環境づくりが必要です。
- ハンセン病回復者について、市民意識調査では「現在どんな問題が起きているかわからない」との回答が42.6%で最も多く、当事者が声を上げづらい問題の潜在化が課題となっています。AIDS（エイズ、後天性免疫不全症候群）及びHIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染者などを含め、知識や理解の不足から、社会生活の様々な場面で感染者や回復者に対する差別や、プライバシー侵害などの人権問題が発生しています。また、新型コロナウイルスの流行時に起きた感染者への誹謗中傷のように、未知の病気への不安や恐怖が不当な差別を引き起こす実態もあり、正しい理解が必要です。

- 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により、拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。
- 刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見により、就職差別や住居の確保が困難であるなどの人権問題が発生しています。本人が更生し、社会の一員として円滑に社会復帰できるよう、地域社会の理解と協力体制の構築が必要です。
- 性的搾取、強制労働などを目的とした人身取引は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。
- 東日本大震災などの大規模災害において、原発事故に伴う風評被害や、避難所でのプライバシー侵害など特有の人権問題が発生しており、平時からの教育や啓発が重要です。

このように、時代や社会環境の変化に伴い、私たちの身近なところで新たな差別や人権侵害が生み出される現状があります。未知のものへの不安や無意識の偏見が新たな差別を生むことのないよう、市民一人ひとりが正しい情報を選択し、他者の痛みを想像できる、差別のない社会づくりの推進が必要です。

今後の施策の方向性

人権同和教育・啓発の推進

人権同和教育・啓発を推進するにあたっては、近年の社会情勢の変化を踏まえ、特にインターネットを利用した人権侵害や、新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害のような新たな人権問題を生じさせない社会の形成を念頭に、また、人権問題への関心の低下が懸念される若年層への普及・啓発に重点を置きながら、長野県との協働をはじめ、就学前、学校、企業、地域などあらゆる場において、人権同和教育・啓発の施策を推進します。

1 就学前における人権同和教育

保護者・保育士などを対象に、人権同和教育に関する研修会を開催し、正しい知識と人権意識の高揚を図るとともに、家庭、保育所、地域が一体となってこどもの「思いやりの心」を育みます。

2 学校における人権同和教育

児童、生徒に対して全ての教育活動を通じて人権意識を養うとともに、情報を正しく安全に活用するための情報モラル教育を推進します。また、社会環境の変化に伴う新たな課題にも対応できるよう、教職員や保護者への研修機会の充実と指導力の向上を図ります。一貫した人権同和教育体制を確立し、学校、家庭、地域が連携して、互いの人権を尊重する「人権尊重社会」の担い手を育成します。

3 企業における人権同和教育

企業での公正な採用選考の推進と就職差別の撤廃、障がい、性別、国籍などによる差別や、あらゆるハラスメントの根絶を目指し、人権が尊重される職場環境づくりに向けて、関係機関と連携した取組を推進し、人権啓発資料の配布や、DVDなどの貸出しによる啓発活動を充実させ、企業における人権同和教育の推進を図ります。

4 地域における人権同和教育

市民一人ひとりが正しい学習と理解により人権侵害を無くせるよう、地域に根ざした人権同和教育講座を充実させるとともに、市民が自らの課題として関心を持ち、実践につなげるための効果的な広報活動を推進します。

相談体制の充実と人権擁護の確立

部落差別をはじめとするあらゆる人権問題に対し、関係機関が連携して相談への対応、救済と擁護、施策の推進を行うための体制の充実を図ります。

1 人権相談体制の充実

情報化の進展などの社会情勢の変化に伴い、複雑化・多様化する人権問題に対応するため、庁内各部署や関係機関との連携による相談・支援体制の充実強化を図るとともに、一人で悩みを抱え込む市民を減らし、誰もが安心して相談できるよう、窓口の周知や情報提供を推進します。

2 個人情報の保護

第三者が本人の知らないところで戸籍謄本や住民票の写しを不正に取得するなどして行われる身元調査は、プライバシーの侵害であり、結婚差別や就職差別などにつながる恐れのある人権侵害です。

こうした不正請求の抑止・防止を目的に実施している「本人通知制度」及び「本人告知制度」の運用などを通じ、市が保有する個人情報の保護と人権の擁護に努めます。

3 人権侵害の救済と擁護

人権侵害に対する事実関係の調査や救済措置のため、法務省の人権擁護機関をはじめとした各関係機関と連携し、迅速かつ柔軟に対応できる体制づくりを推進するとともに、人権侵害に対する救済と擁護の施策構築を図ります。

4 計画の推進体制の整備

様々な分野にわたる人権問題に適切に対応した施策を推進するためには、各分野の専門的な対応と、関連する部局間の効果的な連携が必要です。「佐久市人権啓発推進本部」の設置による庁内連携をはじめ、長野県との協働や関係機関との連携を図り、総合的かつ効果的な事業を推進します。